

**屋外広告物の表示等に関する配慮事項及び
配慮のポイントに対する措置状況説明書 目次**

1 【共通】			3 【地域別】		
	(1) 周辺への配慮	P. 2		(1) 土地利用の特性	P. 6
	(2) 規模・位置	P. 2	①	商業地	P. 6
	(3) 形態・意匠	P. 2	②	住宅地	P. 6
	(4) 色彩	P. 2		(2) 景観形成特別地区	P. 6
	(5) 照明・光	P. 3	①	水辺景観形成特別地区	P. 6
	(6) 新しい広告手法への対応	P. 3	②	外濠周辺景観形成特別地区	P. 6
	(7) 第三者広告物のあり方	P. 3	③	芝公園周辺景観形成特別地区	P. 7
2 【種類別】			④	浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区	P. 7
	(1) 屋上広告物	P. 4	⑤	青山通り周辺景観形成特別地区	P. 8
	(2) 壁面広告物	P. 4	⑥	環状2号線周辺景観形成特別地区	P. 8
	(3) 突出広告物	P. 4	⑦	プラチナ通り周辺景観形成特別地区	P. 8
	(4) 独立広告物	P. 4	⑧	有栖川宮記念公園周辺景観形成特別地区	P. 9
	(5) 仮囲い広告物	P. 4	⑨	三田通り周辺景観形成特別地区	P. 9
	(6) 窓面広告物	P. 4	⑩	大門通り周辺景観形成特別地区	P. 9
	(7) 広告幕（懸垂幕等）	P. 4	⑪	神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区	P. 9
	(8) 広告旗（のぼり旗・バナー広告等）	P. 4	⑫	品川駅・新駅周辺景観形成特別地区	P. 10
	(9) 立看板	P. 5	(3)	景観資源や周辺への影響が大きい場所での配慮事項	P. 11
	(10) 日よけ	P. 5	①	大規模な公園・緑地周辺	P. 11
	(11) はり紙・はり札	P. 5	②	寺社が数多く立地する地域	P. 11
	(12) 映像装置付き広告物	P. 5	③	歴史的建造物（東京タワーを除く）周辺	P. 11
	(13) 自動販売機	P. 5	④	東京タワー周辺	P. 11
			⑤	大規模建築物等（大規模建築物を計画する場合）	P. 11

※ 計画の場所および内容に応じ、必要なページを抜粋してご使用下さい。

1 【共通】

(1) 周辺への配慮	
<p>広告物を表示・掲出する場合は、周辺景観との調和や、建築物との一体性等について配慮する。特に、住宅地では、周辺の落ち着いた街並みとの調和に配慮する。</p> <p>記載欄</p>	
<p>広告物の表示内容は、まちの魅力と価値を高められるようにデザインされたものにする。</p> <p>記載欄</p>	
(2) 規模・位置	
<p>高層の建築物における広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることから、表示の位置や規模について配慮する。</p> <p>記載欄</p>	
<p>広告物の大きさは、視認上必要な規模とし、必要以上に大きくしないように配慮する。</p> <p>記載欄</p>	
<p>同一の壁面で、同一内容の情報を複数表示しないように配慮する。</p> <p>記載欄</p>	
<p>広告物の設置は、沿道を歩く人からの見やすさを考え、配置位置や配列に配慮する。</p> <p>記載欄</p>	
(3) 形態・意匠	
<p>表示する情報量を抑えて、適度な余白を設け、文字は読みやすい文字を使用するなど内容が簡潔に伝えられるように、見え方に配慮する。</p> <p>記載欄</p>	
<p>地域特性や商店街等のイメージに合わせて、積極的にデザインする。</p> <p>記載欄</p>	
<p>交差点に面した敷地では、交差点に建築物の顔が見える形態・意匠とするなど、広告物が主張し過ぎないように配慮する。</p> <p>記載欄</p>	
(4) 色彩	

	<p>色彩は、高彩度色の使用や組み合わせを控えるとともに、色数を抑えて街並みから突出しないように配慮する。</p> <p>記載欄</p>
(5) 照明・光	
	<p>光源を使用する場合は、過度に点滅するものや必要以上に明るいものは避けるなど、周辺環境に配慮する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>LEDビジョン等は、派手な色彩や動きの早い動画は避け、周囲の明るさに応じて輝度を調整するなど、周辺環境と調和するように配慮する。なお、高層部には原則設置しない。</p> <p>記載欄</p>
(6) 新しい広告手法への対応	
	<p>プロジェクションマッピング等は、動きのある大きな映像を映すことが可能となるため、周辺景観に配慮して、企業や商品の宣伝を主目的とした映像は避ける。また、安全面や住環境に影響を与えないように配慮する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>窓の内側から外部に向けて映像を発信するものは、外部に設置する広告物と同様、周辺環境に配慮する。</p> <p>記載欄</p>
(7) 第三者広告物のあり方	
	<p>第三者広告物は、ただ単に目立つことばかりでなく、街を訪れる様々な人の立場に立って、心地のよい表示内容となるよう配慮する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>地域特性を加味した大きさや形状、位置、色彩、デザインとし、街並みと屋外広告物が相互に協調しながら場所の特徴を際立たせていくよう配慮する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>道路沿道に設置する場合は、信号機や交通標識等とまぎらわしいものは避け、道路交通の安全を妨げないような表示となるよう配慮する。</p> <p>記載欄</p>

2 【種類別】

(1)屋上広告物	
	屋上広告物は、屋上広告が少ない地域では周辺環境に配慮して、できる限り設置を控える。 記載欄
(2)壁面広告物	
	壁面広告は、建築物のデザインを損なわないような規模、位置となるように配慮するとともに、建築物の外壁色と広告物の地色ができる限り調和するように配慮する。 記載欄
(3)突出広告物	
	突出広告は、出幅を抑えて、壁面線を乱さないようにし、できる限り規則正しく設置する。 記載欄
(4)独立広告物	
	独立広告は、建築物や外構のデザインとの調和に配慮して集約化を図るなど、設置数をできる限り抑える。 記載欄
(5)仮囲い広告物	
	仮囲い等につける広告は、歩行者に圧迫感を与えないような大きさにし、複数ある場合はできる限りまとめて表示するようにする。 記載欄
(6)窓面広告物	
	窓面を利用した広告は、建築物のデザインを損なわないように配慮し、窓をふさぐような表示は避けて、表示面積をできる限り抑える。 記載欄
(7)広告幕（懸垂幕等）	
	懸垂幕等の広告は、建築物のデザインを損なわないような規模、位置となるように配慮し、設置数をできる限り抑える。 記載欄
(8)広告旗（のぼり旗・バナー広告等）	

<p>のぼり旗やバナー広告等の広告物は、歩行者や自転車の通行や見通しを妨げないような規模、位置となるように配慮し、期間を限定するなどの時限的な表示とする。</p> <p>記載欄</p>
<p>(9) 立看板</p>
<p>立看板等の広告物は、状況に応じて更新しやすい要素を用いて、季節ごとの変化やもてなしが感じられるよう配慮する。</p> <p>記載欄</p>
<p>(10) 日よけ</p>
<p>日よけ等の広告物は、建築物のデザインに調和する規模や色彩とし、低層部での設置を基本とする。</p> <p>記載欄</p>
<p>(11) はり紙・はり札</p>
<p>はり紙・はり札等の広告物は、期間を限定するなど必要最小限とし、できる限り設置を控える。</p> <p>記載欄</p>
<p>(12) 映像装置付き広告物</p>
<p>映像装置付き広告物は、光や音声などによる周辺環境への影響が最小限となるよう配慮し、高層部は避け、低層部での設置を基本とする。</p> <p>記載欄</p>
<p>(13) 自動販売機</p>
<p>自動販売機等は、建築物の外壁や周辺に調和する設置位置や落ち着いた色彩とし、街並みの雰囲気損なわないよう配慮する。</p> <p>記載欄</p>

3 【地域別】

(1) 土地利用の特性

①商業地	
	商業地では、地域の特徴を取り入れるなど、地域の個性を生かした屋外広告物となるよう配慮する。 記載欄
②住宅地	
	住宅地では、暖かく穏やかな色彩を基調とするなど、安らぎを感じさせる表示とし、住宅地の落ち着いた雰囲気や植栽との調和に配慮する。 記載欄

(2) 景観形成特別地区

①水辺景観形成特別地区											
	屋外広告物の表示・掲出に関する基準は、以下に示すとおりとする。ただし、広告協定地区（臨海部）における広告物は、臨海副都心広告協定に定められたルールによる。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>港区景観計画に定められている 屋外広告物の表示等の制限に関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋上設置の広告物</td> <td>・建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。</td> </tr> <tr> <td>建物壁面の広告物</td> <td>・広告物の光源に、赤色又は黄色を使用しない。 ・光源は点滅させない。</td> </tr> <tr> <td>広告物の色彩</td> <td>・建物の壁面のうち、高さ10m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 【色相】 【彩度】 0. 1R ~ 10R → 5以下 0. 1YR ~ 5Y → 6以下 5. 1Y ~ 10G → 4以下 0. 1BG ~ 10B → 3以下 0. 1PB ~ 10RP → 4以下</td> </tr> <tr> <td>表示等の制限の例外</td> <td>・許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しない。 ・この基準に適合しない広告物であっても、特にデザインが優れ、水辺景観の形成に寄与するものについては、この基準によらないことができる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	港区景観計画に定められている 屋外広告物の表示等の制限に関する事項	屋上設置の広告物	・建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。	建物壁面の広告物	・広告物の光源に、赤色又は黄色を使用しない。 ・光源は点滅させない。	広告物の色彩	・建物の壁面のうち、高さ10m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 【色相】 【彩度】 0. 1R ~ 10R → 5以下 0. 1YR ~ 5Y → 6以下 5. 1Y ~ 10G → 4以下 0. 1BG ~ 10B → 3以下 0. 1PB ~ 10RP → 4以下	表示等の制限の例外	・許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しない。 ・この基準に適合しない広告物であっても、特にデザインが優れ、水辺景観の形成に寄与するものについては、この基準によらないことができる。
区分	港区景観計画に定められている 屋外広告物の表示等の制限に関する事項										
屋上設置の広告物	・建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。										
建物壁面の広告物	・広告物の光源に、赤色又は黄色を使用しない。 ・光源は点滅させない。										
広告物の色彩	・建物の壁面のうち、高さ10m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 【色相】 【彩度】 0. 1R ~ 10R → 5以下 0. 1YR ~ 5Y → 6以下 5. 1Y ~ 10G → 4以下 0. 1BG ~ 10B → 3以下 0. 1PB ~ 10RP → 4以下										
表示等の制限の例外	・許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しない。 ・この基準に適合しない広告物であっても、特にデザインが優れ、水辺景観の形成に寄与するものについては、この基準によらないことができる。										
	記載欄										
②外濠周辺景観形成特別地区											

外堀通り沿道の屋外広告物は、外濠の歴史的な趣きと調和した規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。

記載欄

敷地周辺に歴史的資源がある場合は、外濠や歴史的資源と調和した、規模、位置、色彩等のデザイン、形態・意匠に配慮する。

記載欄

建築物の3階以上の又は地盤面からの高さが10m以上の部分に設置する屋外広告物は、外濠からの眺めを阻害しないよう、規模、高さ、形態・意匠に配慮する。

記載欄

屋上に設置する屋外広告物は、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図り、外濠からの眺めを阻害することのないよう、規模や高さ等について配慮する。

記載欄

喰違土橋や弁慶橋から見える範囲では、広告物の大きさをできるだけ抑え、周辺の街並みと調和するように低彩度の色彩を基本とする。また、眺望の阻害要因とならないようにLEDビジョンや原色の光源はできる限り避ける。

記載欄

③芝公園周辺景観形成特別地区

芝公園周辺において屋外広告物を表示・掲出する場合は、周辺の景観と調和した低彩度の色彩を基本とし、低明度の色彩は避けるよう配慮する。

記載欄

④浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区

浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区では、地盤面から20m以上の部分においては、次の屋外広告物に限り、表示・掲出できる。ただし、表示・掲出にあたっては、下表に定める基準による。

- ・自家用の屋外広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）
- ・公共公益目的の屋外広告物
- ・非営利目的の屋外広告物

区分	港区景観計画に定められている 屋外広告物の表示等の制限に関する事項
屋上設置の広告物	・地盤面から20m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。
建物壁面の広告物	・地盤面から20m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。
広告物の色彩	<p>・建物の壁面のうち、高さ 20m 以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3 を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。</p> <p>【色相】 【彩度】</p> <p>0.1R ~ 10R → 5以下</p> <p>0.1YR ~ 5Y → 6以下</p> <p>5.1Y ~ 10G → 4以下</p> <p>0.1BG ~ 10B → 3以下</p> <p>0.1PB ~ 10RP → 4以下</p>
表示等の制限の例外	・建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示できる。

記載欄

⑤青山通り周辺景観形成特別地区

青山通り沿いで建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、風格ある街並みを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。

記載欄

建築物の屋上に屋外広告物を設置する場合は、周辺の建築物群のスカイラインと調和が図られるよう、規模や高さ等について配慮する。

記載欄

⑥環状2号線周辺景観形成特別地区

環状2号線に面する建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、シンボリストリートとして統一感ある沿道景観が確保されるよう、低層部にまとめ、規模、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。

記載欄

屋上広告物は、シンボリストリートとしての周辺景観に配慮して、設置は控える。

記載欄

⑦プラチナ通り周辺景観形成特別地区

	<p>プラチナ通り沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、洗練された通りの雰囲気や街並みと調和するよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。</p> <p>記載欄</p>
<p>⑧有栖川宮記念公園周辺景観形成特別地区</p>	
	<p>有栖川宮記念公園の外周道路沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、周辺の落ち着いた街並みと調和するよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>有栖川宮記念公園の外周道路沿いでは、原則として、屋外広告物を表示・掲出しないよう配慮する。ただし、下記に該当する場合は例外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共公益的、非営利目的、自家用の屋外広告物を表示・掲出する場合 ・景観審議会などの意見を聴取した上で、有栖川宮記念公園周辺の落ち着いた街並みを阻害しないと認められる場合 ・建築物の背後にある屋外広告物など、有栖川宮記念公園の外周道路から見えない場所に表示・掲出する場合 ・東京都屋外広告物条例に基づく許可を受けずに表示・掲出できる広告物の場合 <p>記載欄</p>
<p>⑨三田通り周辺景観形成特別地区</p>	
	<p>三田通り沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、東京タワーへの眺望を阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>建築物の屋上に屋外広告物を設置する場合は、周辺の建築物群のスカイラインと調和が図られるよう、規模や高さ等について配慮する。</p> <p>記載欄</p>
<p>⑩大門通り周辺景観形成特別地区</p>	
	<p>大門通り沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、大門及び三解脱門への見通しを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>芝大門交差点～日比谷通り交差点の区間で屋外広告物を掲出する場合は、規模、位置、色彩等について、大門や三解脱門などの歴史的資源との調和に配慮する。</p> <p>記載欄</p>
<p>⑪神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区</p>	

<p>神宮外苑銀杏並木周辺において建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、銀杏並木と調和するよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。</p> <p>記載欄</p>
<p>建築物の屋上に設置する屋外広告物は、周辺の建築物群のスカイラインを著しく変化させることのないよう、規模や高さ等について配慮する。</p> <p>記載欄</p>
<p>青山二丁目交差点を眺望点として、銀杏並木の上部に見える部分には、原則として、屋外広告物を表示・掲出しないよう配慮する。ただし、下記に該当する場合は例外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共公益目的、非営利目的、自家用の屋外広告物を表示・掲出する場合 ・ 景観審議会などの意見を聴取した上で、銀杏並木の景観を阻害しないと認められる場合 ・ 東京都屋外広告物条例に基づく許可を受けずに表示・掲出できる広告物の場合 <p>記載欄</p>
<p>(12) 品川駅・新駅周辺景観形成特別地区</p>
<p>建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、東京の南側の玄関口として風格のある街並みを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。</p> <p>記載欄</p>
<p>建築物の屋上に設置する屋外広告物は、周辺の建築物群のスカイラインを著しく変化させることのないよう、規模や高さ等について配慮する。</p> <p>記載欄</p>

(3) 景観資源や周辺への影響が大きい場所

①大規模な公園・緑地周辺	
	大規模な公園・緑地等の周辺では、緑や地形など地域の景観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に配慮する。 記載欄
②寺社が数多く立地する地域	
	寺社が数多く立地する地域では、歴史的・文化的な面影や雰囲気との調和に配慮する。 記載欄
③歴史的建造物（東京タワーを除く）周辺	
	建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、歴史的建造物に調和した街並みを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 記載欄
	建築物の低層部における屋外広告物は、歴史的建造物との調和や街並みの連続性を妨げることのないよう、過度な表示・掲出をしないよう配慮する。 記載欄
④東京タワー周辺	
	建築物の高層部における屋外広告物や屋上広告物に光源を使用する場合は、東京タワーのライトアップによる象徴的な絵姿を阻害することがないように、過度な照明の使用を控えるなど、照明の位置、方法に配慮する。 記載欄
	屋外広告物を表示・掲出する場合は、日中においても、東京タワーの象徴的な絵姿を阻害することがないように、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 記載欄
⑤大規模建築物等（大規模建築物を計画する場合）	
	建築物の屋上には屋外広告物を設置しない。 記載欄
	【建築物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10m以上の部分に設置する広告物】 建築物の窓面の内側から広告物及びこれに類するものを表示しない。 記載欄

【建築物等の3 階を超える部分又は地盤面からの高さが10m 以上の部分に設置する広告物】

建築物の壁面に設置する広告物（以下、「壁面広告物」という。）は、自社名、ビル名、店名又は商標を表示するものに限る。

記載欄

【建築物等の3 階を超える部分又は地盤面からの高さが10m 以上の部分に設置する広告物】

壁面広告は、光源を使用するものは、白色系とする。ただし、光源が点滅しないものに限る。

記載欄

【建築物等の3 階を超える部分又は地盤面からの高さが10m 以上の部分に設置する広告物】

壁面を使って投射する広告は使用しない。

記載欄

【建築物等の3 階を超える部分又は地盤面からの高さが10m 以上の部分に設置する広告物】

ビル名の文字などを表示する壁面広告は、高さ3m以下、長さを概ね壁面幅の1/3以下とする。

記載欄